

# 多文化共生のまち福島推進指針

令和2年（2020年）8月 福島県福島市

福島市の在住外国人の数は、東日本大震災や原子力災害を機に一時大幅に減少しましたが、震災からの復旧・復興に伴い着実に回復し、ピーク時を上回る勢いで毎年増加の一途を辿ってきました。また、国においては、国内人口、特に生産年齢人口の減少が進むなか、出入国管理及び難民認定法の改正などを通じ、外国人材の受入れ・共生に向けて外国人住民施策をより強力に、かつ、包括的に推進していく方針にあるため、本市においても、外国人労働者を中心に在住外国人が将来的に増加していくものと考えられます。本市における東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の一部開催は、本市への関心を一層高めることになるでしょう。

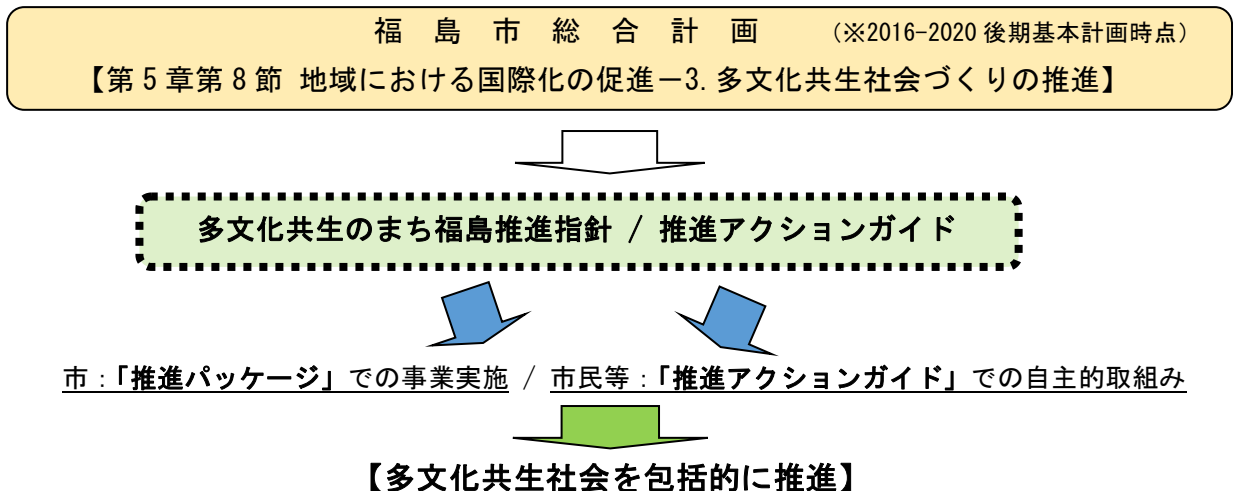
一方、新型コロナウイルスの世界的な大流行により、人々の新たな国際的移動は止まっている状況にあります。新型コロナウイルスとの戦いは、世界的に長期的な取組を強いられることも予想され、当面、外国人の受入れ等は、これまでの傾向とは違った状況になるものと考えられます。

しかしながら、時代の趨勢として、国際化の流れは止まるものではありません。様々な国際的な動きが生じているこの機会を、外国人の受入れ・共生を考える契機と捉え、福島が目指すべきまちの姿について在住外国人と共に考え、地域社会のパートナーとして協働して「多文化共生のまち福島」を推進して行けるよう、以下の基本指針を定めるものです。

## 1 本指針の位置づけ

外国人との共生社会の実現を包括的に推進するためには、行政のみならず市民や企業、団体等、そして外国人もまた、共生の理念のもと自主的に取り組んでいくことが大切です。

本指針の指針項目に対応し、誰にでも分かりやすい表現方法を用いた、「推進アクションガイド」も併せて定めることで、福島市一丸となって多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。なお、毎年度の予算編成に合わせ、「多文化共生のまち福島」を推進していくための「推進パッケージ」を取りまとめます。



## 2 多文化共生の意義と多文化共生施策の基本的な考え方

多文化共生の意義は、「国籍の違いや多様な言語・文化・習慣そして価値観があることを、市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと」です。この共生社会の実現は、本市が進める、「誰にでもやさしいまち」や「住みよいまちづくり」にもつながるものであり、地域社会の活性化に寄与するものです。

本市では、全国的な傾向と同様に、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化が見られ、地域の将来にわたる持続的発展への影響が懸念されています。

その一方で、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」等に代表される情報伝達手段の世界的な普及により、福島に関心を持って訪れる外国人旅行者の数は、年々増加しています。

また、労働分野でも、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことで、本市でも外国人労働者の確実な増加が見込まれます。

本市ではこれまで、「地域における国際化の促進」に取り組んできましたが、これらの情勢を踏まえ、受入側の地域住民と、被受入側の外国人・海外にルーツを持つ者とが、国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれが自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めていくことが大切と考えます。

このことから、このたび、外国人や海外にルーツを持つ者（以下「外国人等」という。）の受入環境を整備するとともに、共生社会の推進に一層取り組むこととしました。

## 3 外国人等との共生社会の推進に係る施策の方向性

本市では、東日本大震災や原子力災害からの復興を成し遂げる本市の姿と、国籍やその者の出身ルーツに関わらずともに協力し合って地域社会の様々なステージで躍動する市民の姿を、国内外に広く発信することで、世界中からも目標とされる国際都市を目指して、地域の国際化や共生社会づくりに取り組んでいます。この取り組みをさらに前進させるため、

### “市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”

を本市の目指すべき姿とし、次の6つの施策目標を掲げ、共生社会の推進に取り組みます。

- 施策目標1 国籍や文化的差異にかかわらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。
- 施策目標2 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。
- 施策目標3 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。
- 施策目標4 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。
- 施策目標5 外国人等の生活状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化に努めます。
- 施策目標6 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

## **施策目標1：国籍や文化的差異にかかわらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。**

### **(1) 地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。**

まちづくりの主役は市民であり、海外にルーツを持つ市民を含む市民一人ひとりが、異なる文化や習慣、宗教、価値観を理解し、尊重するとともに、地域における多文化共生の実現に主体的に関わっていくことが期待されます。そのために、市国際交流協会や各学習センター、民間活動団体が、地域と連携しながら、多文化共生をテーマにした交流イベントの開催等を通じて、ホスト側となる地域コミュニティの多文化共生に関する意識の向上や地域住民への啓発につながるよう異文化理解の向上に努めます。

また、外国人等が暮らしやすい地域社会とするため、外国人等支援者とのネットワーク構築の支援や外国人等の地域社会への参画促進を図ります。

### **(2) 外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め、外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。**

外国人等は地域社会の一員であり、これらの者と地域住民とがともに活力あるまちづくりを進めていくためにも、日本語の勉強機会の確保のみならず、地域の文化・習慣・ルールを理解するための講座の開催や、外国人のネットワーク化の促進を通じて、地域社会に関する学習機会の確保に努めます。

また、外国人等の能力が発揮され活躍できることは、地域の活性化にも貢献するものであるため、外国人等による地域イベントへの参加や地域社会への参画を促進するほか、留学生などの高度人材については、国際的に活躍できる人材として地域に定着できるように生活支援に努め、それら外国人高度人材の活用推進を図ります。

### **(3) 誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない、安全・安心な共生社会づくりに努めます。**

外国人等を地域社会から孤立させることなく、地域で共に暮らす仲間として受け入れることは、地域の結びつきを強めることになり、地域住民だけではなく外国人等にとっても、犯罪やテロ、重大事故、紛争、感染症等の脅威にさらされないための最大の抑止力となります。

そこで、外国人等に対して、防犯等の生活上の課題について理解を深める講習会や、地域生活で不可欠となる交通法規・労働関係法令等の学習機会への参加を、関係機関・団体と連携しながら官民一体で促進することにより、犯罪やテロ等に強い共生社会の構築を図ります。

## 施策目標2：外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。

### (1) 行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。

本市に転入しようとする外国人等の受入れにあたっては、入国後間もない初期段階に、直接的に行政サービスを提供する市の役割は重要です。行政サービスは、外国人等にとって容易に理解することができないため、各種行政情報、公共案内・標識の多言語化を進めるとともに、多言語化が困難な場合でも、「やさしい日本語」や「ピクトグラム」(※注)などの平易な伝達方式を用いて、簡潔で理解がしやすい情報の提供に努めます。

また、福島での生活のために必要な基礎的情報については、外国人等のための「生活ガイドブック」(※下記参照)を配備し、行政手続きの際に重ねて周知するなど、本市の生活環境への早期適用を目指します。

なお、各種情報の多言語化を進めるにあたっては、市内における国籍別人員の多寡の状況を踏まえ、対応言語の段階的な拡充についても検討していくほか、民間事業者の多言語化の取り組み事例を紹介するなど、関係機関・団体とも連携して取り組みます。

※注

・「やさしい日本語」



外国人など日本語理解が十分ではない方にも平易な日本語に変換して表記

【変換例】「問い合わせる・相談する」 → 「聞く」

・「ピクトグラム」

絵文字・記号を用いて、日本語がわからない人にも理解できる表示・標識 (P6 参照)



※「福島市生活ガイドブック」(6言語対応)

### (2) SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人等への積極的な情報提供に努めます。

外国人等は、日本での観光情報や生活情報の収集に「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)」や「携帯型端末」を利用していることが多いので、「SNS」や「携帯型端末用アプリ」(※下記参照)の活用を促進するほか、「多言語翻訳アプリ」や翻訳機器等の翻訳ツールの導入などにより、多様なライフスタイルに応じた多様なメディアによる、適切で迅速な情報伝達に努めます。

なお、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として世界中から福島市を訪れる旅行者に限らず、福島市に関心を持ち注目している世界の方々に対しても、様々なメディアとの連携・強化により、原発事故・放射能に関する正しい情報や福島市の魅力を感じてもらえる情報の発信に努めます。

※「携帯型端末用アプリ」・・・防災アプリ「Safty Tips」、「全国避難所ガイド」、ほか

## 施策目標3：日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

### (1) 海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者に対して、日本語教育の充実を図ります。

日本に住む外国人は、日本の義務教育制度の適用がなく、保護者が子どもを小・中学校に就学させる法的義務がないために、就学支援が不十分な場合があります。また、外国人に限らず、海外にルーツを持つ日本国籍の児童・生徒に対しても、その状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会が十分確保されているとは言い難く、そのことが将来、地域社会における良好なコミュニケーションを阻害し、日本文化や異文化の理解に支障をきたすことも懸念されます。

したがって、国籍を問わず海外にルーツを持つ児童・生徒に対しては、その者の状況や能力に応じた、きめ細かな就学支援にあたるものとし、「日本語指導教員」の配置や「日本語指導サポーター」の派遣、「日本語教室」の活用促進などにより、日本語教育の一層の充実・強化に努めます。

なお、学校において用いる言語と、家庭において用いられる言語の差異により、親子間や保護者・学校間での円滑なコミュニケーションが確保できず、効果的な就学支援に至りにくい事情に鑑み、日本語教育が必要とされる保護者に対しても、円滑な意思の疎通と日本語を学習する意義についての共通理解を図ります。

### (2) 国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。

海外の多種多様な言語や文化、慣習等の違いを紹介するとともに、外国人等との交流機会を設けた「国際理解講座」や「国際交流イベント」を定期的で開催し、外国人等との共生の必要性や意義について理解を深めます。

なお、令和2～3年度において全面的に実施される予定の、新小・中学校学習指導要領における「外国語活動」でも、体験的な理解や言語活動が求められていることから、小・中学校への「外国語指導助手（ALT）」の配置による英語教育・異文化教育の充実のみならず、「国際理解講座」や「国際交流イベント」の開催時には、若年世代の参加機会の拡充にも意を用いるなど、国際感覚を身に着ける体験活動の充実にも努めます。

### (3) 在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

在住外国人等が、地域社会の一員として、できるだけ早く地域社会に参画できるようになるためには、日本語の習得だけではなく、在住外国人等どうしのネットワークや自助組織の活動を通じたコミュニケーション支援も大切であるので、「日本語教室」の活用促進とともに、これら団体の紹介やその活動紹介等を通じたコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

## 施策目標4：外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

### (1) 外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。

「119番通報」や「避難・災害（準備）情報」、新型コロナウイルスに代表される世界規模の「感染症情報（予防・対策）」など、外国人等の身体、財産その他日常生活において行動変容が求められる新たな生活様式に関わる行政サービスの多言語化については、優先的・重点的に取り組みます。

また、外国人等が抱える生活上の課題への対応については、「生活相談窓口」の開設や通訳者を介した「三者通話」の活用促進を図るなど、関係機関・団体とともに、日頃から相談しやすい体制の確立に努めます。

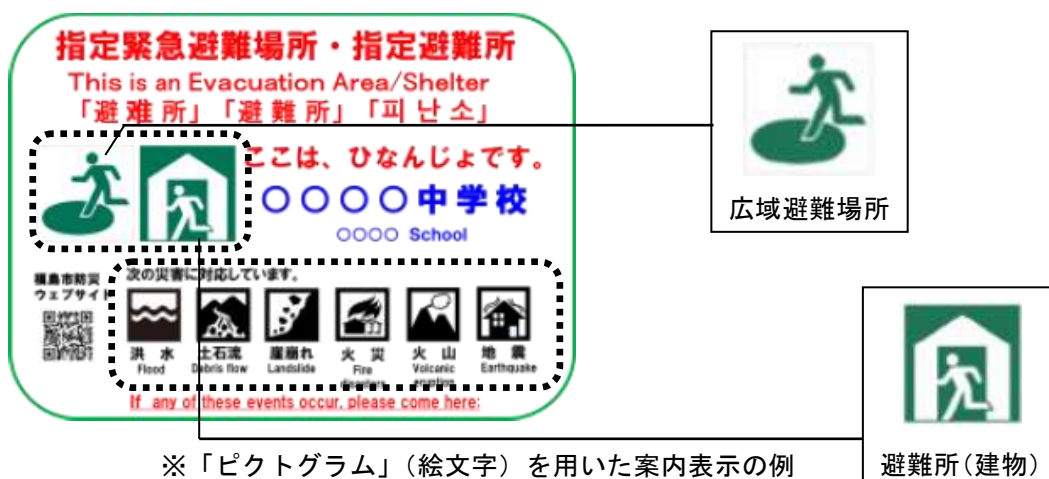
そのほか、住宅や労働、医療・保健・福祉など、日常生活を送る上で基礎となる生活サービスについては、関係機関・団体と連携・協調し、必要な情報の多言語での提供や、サービス提供環境の改善に協同で取り組むとともに、日本語や日本文化に対する理解が十分でない外国人等であっても、日本人と同様の生活サービスが機を逸することなく受けられるよう生活支援に努めます。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における本市の「ホストタウン登録」の機会を捉え、外国人等の受入に係る地域住民の意識啓発にも取り組みます。

### (2) ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。

使いやすい「フリーWi-Fi」の整備や交通・観光サインの設置、「ピクトグラム」（※下記参照）の導入を推進し、言語・文化的な背景の違いに関わらず、福島市を初めて訪れた外国人等であっても情報を容易に、かつ、迅速に取得できる環境整備に努めます。

また、小・中学校やその他の公共施設等の建物は、平常時の本来的な施設の役割に加え、発災時には避難所としての機能を担うことも踏まえ、「トイレの洋式化」など、生活習慣に違いがある外国人等にとっても利用しやすい施設づくりを進めます。



## 施策目標5：外国人等の受入状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化に努めます。

### (1) 国際交流員（C I R）等の任用を通じ、国際感覚・視野のもと、国際化の推進を図ります。

本市のさらなる国際化の進展のためには、様々な行政活動において国際感覚・視野を取り入れるとともに、より国際化に即した高レベルでの国際交流活動を展開していくことが必要となります。

そこで、外国語を母語とし、かつ日本語が堪能な外国出身の職員を「国際交流員（C I R）」として任用するほか、外国出身の「語学指導員（A L T）」を配置し、本市の国際理解・国際交流活動を強化していくとともに、的確な外国人等受入施策の展開に努めます。

### (2) 外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。

本市の多文化共生にかかる基本方針のフォローアップとともに、地域の国際化や各種外国人等受入施策検討の基礎資料とするため、外国人等の意識や本市での生活上の課題について客観的データを収集するなど、外国人等のニーズの把握に努めます。

## 施策目標6：外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

### (1) 市庁内における外国人等受入に係る横断的な推進体制を整備します。

本市が目指す「多文化共生のまち福島」を包括的に推進するため、庁内調整を担う「担当部署」を設置します。なお、この「担当部署」は、庁内における情報共有体制を構築するとともに、予算の確保も含めた横断的な連絡協議を行うなど、庁内各部局との連携を図ります。

### (2) 外国人等受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。

市は、本市の国際化の状況についての情報を整理し、毎年度その内容を公表するとともに、国や県、県国際交流協会、国際協力機構（J I C A）、留学生受入大学などの外国人等受入に係る関係機関や、民間の国際交流団体、外国人等の各生活分野に関係する団体、などとの情報共有や意見交換に努め、これら関係機関・団体との連携強化を図ります。

なお、関係機関・団体との連携強化にあたっては、それぞれの役割分担のもと、協力・協調し合いながら、福島市全体での「包括的な外国人等受入施策」の実施に努めます。